

令和7年度事業実施に向けての基本方針と重点推進項目及び事業計画(案)

[基本方針]

少子高齢化・人口減少が急速に進み地域社会のあり様が変容する中、高齢者等の社会的孤立や不安を抱える子育て家庭の増加など、貧困・格差がますます広がり、地域住民の抱える課題は複雑化・多様化し、既存制度の枠組みだけでは対応が困難となっています。また、昨年は元日から能登半島地震が発生し、さらには南海トラフ地震臨時情報の発表や香川県で初の線状降水帯が発生するなど、大規模な災害の危機にもさらされており、特に高齢者等の避難行動要支援者への対策が求められています。

このような中、社会福祉法等の改正により、人々が生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいとともに作っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

小豆島町社会福祉協議会においても、重点推進項目を中心に各種事業を展開し、地域共生社会の実現に向けての取り組みを推進していきます。

[重点推進項目]

1. 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

地域づくりとは、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取り組み」のことをいいます。そのためには、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識してもらい、その解決のために知恵を出し、汗を流してくれる人材を育むことが大切になってきています。

社協の中では「地域福祉は福祉教育に始まり、福祉教育に終わる」との言葉があります。この原点に立ち返り、地域共生社会実現のための人材を育むため、あらゆる世代を対象に、福祉教育事業を進めていきます。

2 相談・支援業務の充実

長らく続く物価高騰による生活困窮世帯の増加や本来大人が担うべき家事や介護等を18歳未満の子どもが日常的に行うヤングケアラーの増加など社会福祉の問題は複雑化、多様化しており、属性別の支援体制では解決できない問題が増えてきています。これらに対しては、包括的な支援体制が必要です。

生活困窮者の自立に向けた相談支援事業、判断能力の不十分な方への福祉サービス利用援助や金銭管理を行う日常生活自立支援事業などに取り組んでいきます。併せて、社協による成年後見も必要となる方が増えてくると見込まれ、関連する死後事務の必要性も見込まれます。

また、これらの業務量増加に対応するため、職員体制の整備や職員のスキルアップを図っていきます。

3 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

緊急小口資金等特例貸付の債権管理業務においては、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる借受人に対して、訪問等のアウトリーチによる相談対応や生活状況に応じた適切な支援を実施していきます。

4 災害時福祉支援活動の取り組み

昨年は、元日早々に能登半島地震が発生し、さらには南海トラフ地震臨時情報の発表や香川県で初の線状降水帯が発生するなど、大規模な災害の危機にさらされています。小豆島町においても、ここ30年以内に最大震度6強を超える南海トラフ地震の発生が危惧されており、決して他人事ではありません。災害時には、まず「自助」、そして「共助」が大切です。地域共生社会の実現のためには、災害時の「共助」への取り組みも重要なものとなります。

災害は、高齢者、障害者、子供など、社会的に弱い立場にある人びとに特に大きな被害をもたらします。社協は常に社会的弱者と向き合っていることから、災害時の取り組みも重要なものとなります。「自助」・「共助」はもちろん、行政をはじめ防災・減災に関わる多様な機関と協力する「協働」にも積極的に取り組んでまいります。

5 財政基盤の強化

本社協を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあります。

社協に対する寄付の減少、地方公共団体の財政赤字に伴う運営費補助の問題、また、人件費の伸び、車両やパソコン等の事業・事務用備品の老朽化による更新等の支出の増があげられます。

本社協においては、社会福祉充実計画に基づく基金取り崩しにより、収支均衡を図っている状況です。しかしながら、来年度で計画にある基金取り崩し予定額に達しようとしており、収支均衡を図るには財政基盤の強化が急務です。他団体事務など全く収益がない事業も抱えており、法人経営が難しい状況ですが、地域福祉に関わる新たな事業を企画提案することによって、町からの事業費の増額を目指すなど、補助金の在り方について、町との協議を進めていきます。

[事業計画]

1 総 務（総務係）

（1）組織運営

- ①一般会員への理解浸透、賛助会員の拡充（定款第2条第14号）
 - ・各方面に社協の役割、存在意義を十分に説明し、自治会、福祉委員と連携をとって一般会員の確保、賛助会員の加入促進を図る。
- ②地域福祉に関わる新たな事業の企画の協議（定款第2条第1号）
 - ・地域福祉に関わる新たな事業を企画提案することによって、町からの事業費の増額を目指す。

（2）社協職員のスキルアップ

- ①相談・支援業務には、福祉に関わる幅広い知識が必要であり、日々の業務を通じての必要な研修は取り入れていくことはもちろんのこと、系統だった専門知識を吸収するため、全国社会福祉協議会の企画している各種研修等に積極的に参加する。（定款第2条第14号）
- ②職員間における情報の共有（定期的な職員会議・勉強会の開催、OJTの徹底、朝礼での一日の業務内容周知）を行う。（定款第2条第14号）
- ③地区担当制を取り入れ、民生委員児童委員、福祉委員との協議の場を持ち、地域福祉の現状やニーズの把握をすることにより、より身近な地域福祉に関する事業を企画していく。

（3）相談支援

- ①心配ごと相談所の開設（定款第2条第7号）
 - ・日常生活におけるあらゆる相談に応じ助言をする。
 - ・必要に応じ、専門機関を紹介する。
 - ・他の相談業務との連携を図る。
 - ・町との連携を図る。
- ②介護相談員派遣事業（定款第2条第14号）
 - ・介護サービス提供事業者等に、介護相談員を派遣し、サービスを利用する者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業者における介護サービスの質の向上を図る。

（4）広報活動の推進（定款第2条第3号）

- ・小豆島町社協の事業内容を、広く地域住民の方に知ってもらう広報活動事業として、広報誌「ふくしだより」を年2回発行する。
- ・誌面のデザインに読みたくなるようなものを取り入れ、年代を問わずだれにでも読んでもらえる広報誌とする。
- ・ホームページでは、常に新鮮で有益な情報を発信することにより、閲覧回数の増加に努める。また、その他SNSでの発信にも取り組んでいくなど、災害時の対応にも取り組んでいく。

- ・社協のネーム入りポロシャツやトートバックを利用し、社協のPRに努める。

(5) 法人の危機管理（定款第2条第14号）

- ・南海トラフ巨大地震や、気候変動による大雨・土砂災害またコロナウイルス感染症など、小豆島町社協の事業実施に障害となる事象が多数懸念されるため、関連する事業所とも協議し、事業継続計画を策定する。

(6) 共同募金運動に協力（定款第2条第6号）

- ・小豆島町共同募金委員会の運営及び共同募金運動への協力を行う。

(7) 災害時対応事務（定款第2条第14号）

- ・「自助」への取り組みとして、町の補助事業を取り入れ、民生委員児童委員等と協力し、高齢者宅への家具転倒防止対策に取り組む。
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を円滑に実施するための訓練を実施する。また、活動資器材の備蓄にも努める。
- ・「共助」への取り組みとして、モデル地区を選定し、住民説明、街歩き、支え合いマップの作成などの一連の事業を実施する。

(8) 小豆圏域ネットワーク会議での取組の推進（定款第2条第14号）

- ・社会福祉法人が地域における公益的な取組の実施に関する責務が規定された。小規模法人が多い小豆圏域においては、両町社会福祉協議会を含む19団体でネットワークを形成してこれにあたっている。
- ・結成された小豆圏域ネットワーク会議の事業として、社会福祉施設としての防災関連事業等、圏域の福祉事業所の人材確保に関する事業を中心に、ネットワーク会議での取り組みを進めていく。

(9) 関係団体との連携

- ・地域福祉の担い手である民生委員児童委員との連携を深めるため、民生委員児童委員協議会の円滑な運営を図る。
- ・小豆島町老人クラブ連合会、内海老人クラブ及び池田老人クラブの運営に協力する。
- ・シルバー人材センターとの連携協力を図る。

2 地域福祉の推進（地域福祉係）

（1）小地域ネットワーク推進事業（定款第2条第14号）

自治会長、民生委員児童委員、福祉委員、老人クラブ会長でネットワークをつくり、地域での支え合い、見守り、声かけを推進する。

①絆バトン等の配布、更新

- ・絆バトンは、一人暮らし高齢者等が、万一の緊急搬送時に必要な情報を救急隊や医師に伝えるため、常用薬、かかりつけ医、持病などの医療情報や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫内に保管しているもので、配布開始より10年が経過しているため、昨年度より民生委員児童委員の協力を得ながら、バトン内の情報の更新を図るとともに、普及啓発に努めている。

②ヘルプマーク・ヘルプカードの普及

- ・町が普及啓発する、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方に対し、周囲の者に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなることを目的とした「ヘルプマーク」及び必要な情報を記載した「ヘルプカード」の普及に協力する。

③地域への働きかけ（地区担当制）

- ・各地区での民生委員児童委員等の会合に参加して、社協の各事業について説明するとともに、地域福祉の現状やニーズ地域の福祉課題やニーズについて協議する。

（2）地域福祉推進事業（定款第2条第2号）

①地域での福祉活動に対する自治会への助成を行う。

（3）ボランティア活動・福祉教育の推進

①地域ボランティア活動推進事業（定款第2条第8号）

- ・福祉教育への理解を深めるため、関係者と協議、協力の上適切な事業を行う。
- ・各種事業を通じ、施設入居者と地域ボランティアとの交流を図る。

②福祉委員活動事業（定款第2条第14号）

- ・福祉委員の活動について地区代表者会及び研修会を実施する。

（4）相談支援体制の充実強化

①日常生活自立支援事業（定款第2条第10号）

- ・認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方を対象とし、さまざまな福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う利用料の支払い、日常的な金銭の管理などの支援をする。

②生活福祉資金貸付事業（定款第2条第9号）

- ・低所得者世帯（必要な資金を他から借りることが困難な世帯）、障害者

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者)の属する世帯又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図る。

コロナウイルス感染症に起因する生活困難者への特例貸付の償還が始まっているため、償還や生活に関する相談に対応し、必要に応じて償還猶予や減額、免除申請の支援をする。

③生活困窮者自立相談支援事業(定款第44条第3号)

- ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談、就労準備、家計相談等の支援を行う。

④法人後見の実施(定款第2条第13号)

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方に対し、法人として成年後見人となり、財産管理や身上監護を行う。
- ・専門知識の習得が必要であり、研修に参加する。

⑤死後事務の検討(定款第2条第14号)

- ・頼れる親族のいない高齢者に対しての日頃の見守りや死後の事務を行う取り組みについて、行政とも協議を行いながら検討を行う。

⑥香川おもいやりネットワーク事業(定款第2条第11号)

- ・地域のあらゆる生活課題・福祉課題に対応するため、社会福祉法人施設、社会福祉協議会、民生委員児童委員との連携・協働により、それぞれの持つ機能を活かし、訪問や相談活動を通じて制度につないだり、緊急を要する場合などは、食材の購入などの現物給付による生活支援を行い、総合相談・支援に取り組む。

(5)生活支援コーディネーター事業(定款第2条第12号)

- ・小豆島町が実施する生活支援体制整備事業(こまめ事業)は、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らしていけるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることを目的とした事業で、体制づくりとして、認知症サポーター養成講座、こまめ隊養成塾、オリーブ健康塾など事業を行っている。

生活支援コーディネーター事業は、民生委員児童委員や老人クラブ、また、サロン活動の代表者を集めたこまめリーダー会議などを通して地域の状況を把握し、支援が必要な高齢者と適切な支援をつなぎ合わせることを目的とする。

(6)一人暮らし高齢者を励ます会(定款第2条第2号)

- ・在宅で77歳以上の一人暮らしの方を地域の拠点である公民館、集会所等に招き、交流会を実施する。

(7)配食サービス事業(定款第44条第1号)

- ・食事を作ることが困難な高齢者世帯に対し、栄養バランスの良い食事を

提供するとともに、安否確認を行うため、週5回（月、火、水、木、金）
昼食弁当の配食サービスを実施する。

（８）生活支援サービス事業（定款第44条第2号）

- ・在宅の一人暮らし高齢者等に対し、掃除や買い物等の軽易な日常生活上の援助を行う。

（９）その他の事業

①防水シート配布事業（定款第2条第14号）

- ・高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、防水シートを配布する。

②福祉機器貸出事業（定款第2条第14号）

- ・車いすの貸し出しをする。

③葬祭具貸出事業（定款第2条第14号）

- ・利用者もなく、葬祭具も老朽化しているため事業を廃止する。